

別表十二（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項（一般廃棄物処理施設の許可）若しくは第15条第1項（産業廃棄物処理施設）の許可（以下「処理施設の設置の許可」といいます。）を受けたものが令和4年改正法附則第44条（法人の特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和4年改正前の措置法第56条（特定災害防止準備金）若しくは令和2年改正前措置法（令和2年改正法附則第14条第2項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法をいいます。以下同じです。）第56条（特定災害防止準備金）の適用を受ける場合又は連結法人で処理施設の設置の許可を受けたものが令和2年改正前措置法第68条の46（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額4」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第1項（維持管理積立金）（同法第15条の2の4（準用）において準用する場合を含みます。）に規定する通知する額を超えない額を記載します。
- 3 「積立限度額5」の分子の空欄には、次に掲げる事業年度又は連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載します。
 - (1) 令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度 10
 - (2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 20
 - (3) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 30
 - (4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 40
 - (5) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度 50
 - (6) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度 60
 - (7) 令和5年4月1日前に開始する事業年度又は連結事業年度 60